

丈山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、当該の児童生徒と何らかの関わりのある他の児童生徒が、心理的又は物理的な影響を与える行為であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本的な認識と姿勢

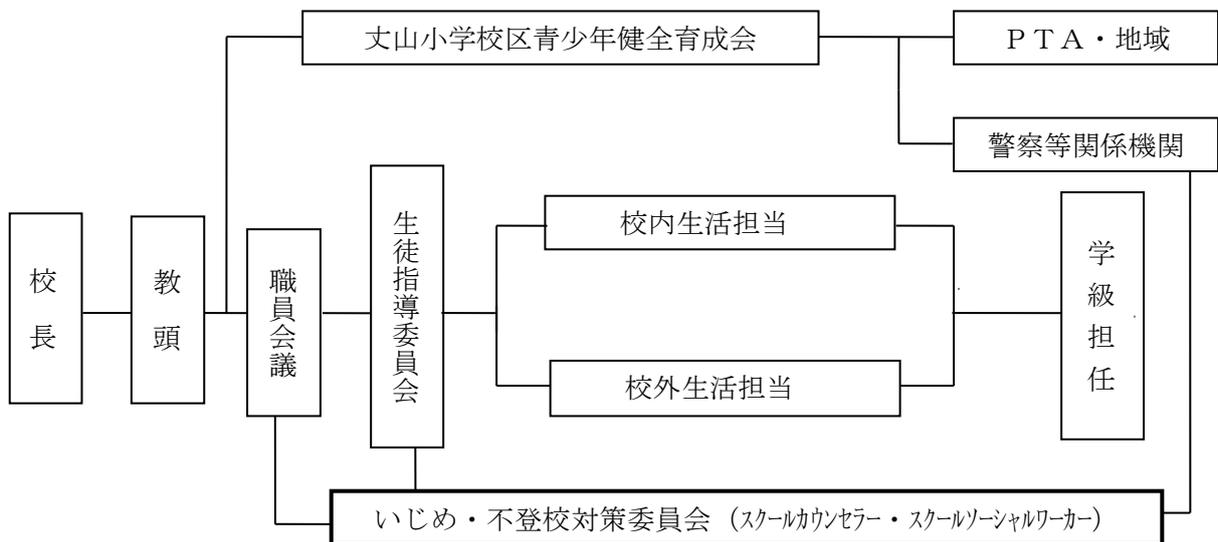
- 「いじめは人として絶対に許されない行為である」という意識のもと児童への指導、支援を行い、未然防止に努める。
- 「いじめは全ての児童生徒に関係し、いつでもどここの学校でも起こりうる問題」という認識をもって、早期発見、早期対応、事後支援に努める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 名称と概要

- いじめ防止対策推進法に基づく、いじめ防止のための組織として「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。
- 「いじめ・不登校対策委員会」は、校長、教頭、教務、校務、生徒指導主任、養護教諭、特別支援学級主任、各学年主任で構成する。必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーも加える。
- 「いじめ・不登校対策委員会」を月に1回定期的に開催し、以下の内容について情報交換と検討を行う。
 - ・いじめや不登校の実態とその対応に関する情報交換と検討
 - ・いじめや不登校の未然防止の取り組み、早期発見のためのアンケート等の検討、協議
 - ・学校いじめ基本方針の取り組みについての検証と見直し
- 重大ないじめの発生等、必要に応じて、臨時の「いじめ・不登校対策委員会」を行う。

(2) 組織図



3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- 児童の活動や努力を認め、児童が充実感や成就感をもつことができる、楽しくわかる授業づくりに努める。
- 子どもの活動や努力を認め、子どもが充実感や成就感をもつことができる授業づくりに努める。
- 道徳、体験活動の授業を通して、「豊かな情操」「道徳心」を培い、心の通う人間関係を構築する能力を育

てる指導をする。

- グループ活動、チーム活動、係活動、異学年交流活動等を充実させ、温かい集団づくりを通して、児童の居場所がある学級、学年、学校づくりを工夫する。
- 家庭、地域との連携を密にして、適切な指導、支援を行う。
- 情報モラル教育を推進し、子どもがネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットのいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- 全児童にアンケートでの調査（記名式で記述と選択式（forms）で3回、選択式（forms）のみで2回の年間5回、）を行い、いじめの実態を早く正確に把握する。
- 教職員と子どもとの温かい人間環境づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けたら、学級学年の枠を越え、全校体制で指導にあたる。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関（安城警察署、安城教育センターふれあい相談、刈谷市児童相談センター、関係する医療機関、安城市人権擁護委員会等）と連携を図り、適切な指導をする。
- 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- 加害児童には教育的配慮のもと、状況に応じた指導や支援を行う。
- ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて、警察署や児童相談センター等とも連携して、指導、支援を行う。

4 重大事態への対応

【重大事態の定義】

- ア 児童生徒の生命、身心又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認めるとき
 - ※「相当の期間」については年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続で欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図（学校用）」（別紙参照）に基づいて対応する。重大事態の調査を学校が行う場合は、事実確認の把握と児童生徒のケアに焦点を当て、早期対応を行う。また、「いじめ・不登校対策委員会」を母体としつつ、事案に応じ、適切な専門家を加えるなどして対応する。また、調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に適切に情報を提供するとともに、教育委員会に報告する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

「丈山小学校いじめ防止基本方針」をはじめとする、いじめ防止のそれぞれの取り組みについての検証と見直しを保護者による学校評価の内容などを参考しながら、各学期末にいじめ・不登校対策委員会や職員会議等を通じて行う。

6 その他

「丈山小学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページ、PTA委員会、丈山小学校区青少年健全育成会等で公開し、保護者、地域への啓発を図るとともに、連携を密にする。

「丈山小学校いじめ防止基本方針」を職員会議や学年会などで読み返し、全教職員で共通理解を図るようにする。また、国立教育政策研究所のいじめ・不登校に関わる「生徒指導リーフ」等を回覧したり、要点を抜粋して増刷したりして、いじめ防止に関する教職員の資質向上に努める。